

■電子証明書の申請

「公的個人認証サービス」の電子証明書は、住基カードの中のチップに入れます。

申請には、住基カードと同様な手続きになります。

(注) 顔写真つきの官公庁発行の身分証明書が無い場合も住基カードと同様な手続きになります。(申請当日に交付不可)

〈手数料〉住基カードについては、平成23年3月までは、無料になります。ただし、紛失などによる再交付の際は、手数料(500円)が必要です。

公的個人認証の電子証明書は、500円が必要です。

●有効期限について

住基カードについては、発行日より10年間です。公的個人認証については、交付日より3年間です。

有効期限が満了した場合には、自動的に失効し、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことが出来なくなりますのでご留意下さい。なお、失効した後でも更新の手続きは出来ます。

お問い合わせ先／西原町役場 町民課 ☎945-5012 FAX 946-6086

Q1 お昼時間(12:00~13:00)も住民票は取れますか?

A 町民課では、住民サービスの向上を目的として、12:00~13:00の昼休み時間でも証明書を取ることが出来ます。ただし、昼休みに行っている業務は、各種証明書の発行業務(住民票・印鑑登録証明書・戸籍の謄抄本)のみになります。

Q2 お昼時間(12:00~13:00)も転入の手続きはできますか?

A 住民票異動の届出(転入等)、住民基本台帳カード、公的個人認証申請(電子証明)、戸籍関係の届出等については、昼休み以外の時間をお願いします。昼休み時間に出された住民票異動、戸籍届出等については、一旦お預かりし、午後1時以降に審査することになります。

また、住民基本台帳カード、公的個人認証の交付については、12:00~13:00の間は行っていませんので、ご留意下さい。申請の交付についてはお時間が掛かりますので、時間に余裕をもって来庁されますようご協力お

町民課に関するQ&A

願います。

Q3 住民票の異動の手続きはいつまでに行えばいいですか?

A 転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(町民課)に届け出なければなりません。転出届については、転出する日までに届出をして下さい。

Q4 戸籍の届出(婚姻届等)はいつでも出せますか?

A 戸籍の届出は、いつでも行うことができます。ただし、平日の8:30~17:15(12:00~13:00を除く)の業務時間以外は届書の審査を行えないため、一旦、届書をお預かりし、後日審査することになります。(休日等は、警備員がお預かりします)審査の結果、届書の内容に不備がある場合などは、再度、役場に來てもらい修正をお願いすることがあります。

なお、死亡届にともなう「火葬許可証の発行」については、年中(平日、土・日・祝日を含む)8:30~17:15のみとなります。

戸籍・住民票証明書等の交付、各種届出の際には、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等で本人確認を行います。

*一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。

【お問い合わせ】町民課 ☎(098)945-5012 Fax (098)946-6086



さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

確定申告はe-TAXで!

e-Tax(国税電子申告・納税システム)とは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

【ご利用できる手続】

- ①申告所得税、法人税、消費税、酒税や印紙税の申告もできます。
- ②納税インターネットバンキングやATMなどを利用して、すべての税目の納税ができます。
- ③申請・届出等青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求など、税務に関する申請・届出などの提出ができます。

【ご利用のために必要なもの】

- ①パソコンとインターネットが利用できる環境
- ②電子証明書(※)
- ③ICカードリーダライタ(家電量販店やインターネット販売で購入できます)
※電子証明書……西原町役場にて公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行ができます。

〈必要なもの〉

- ・運転免許証、パスポート等官公署が発行した写真付証明書(有効期限内に限る)
 - ・手数料500円(ただし住基カードをお持ちでない場合は別途手数料500円が必要になります。)
- (注)確定申告時期前は込み合うと予想されますので、お早めにご手続きをお願いします。

【「e-TAX」をご利用開始までの流れ】

- ①開始届出書を所轄する税務署に提出して下さい。
- ②税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書等が送付されます。
- ③e-TAXソフトをインストールし、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録を通知書に記載された期限までに行ってください。

電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度について

(※所得税について最高5,000円の控除を受けられます。)

対象者：電子申告により平成21年分の所得税の確定申告書を翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した者

控除額：最高5,000円(その年分の所得税額を限度)

適用年分：平成21年分

(※平成19年分又は平成20年分に本税額控除の適用を受けた方は、平成21年分においてはその適用を受けることができません。)

詳しい情報は、e-TAXホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
「e-tax」の最新情報やご利用にあたっての手續等について説明しています

住民基本台帳カードと公的個人認証(電子証明書)について

市町村が交付するICカードのことです。種類は、「写真つき住基カード」と「写真なし住基カード」の二つがあり、希望するカードを選択できます。特に、「写真つき住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてご利用できます。



写真つき住基カード



写真なし住基カード

■住基カードの申請……本人が来庁し、本人であることを確認できるものをご持参下さい。(運転免許証、パスポート、顔写真つきの官公庁発行の身分証明書等)

顔写真つきの住基カードの場合は、たて4.5cm、よこ3.5cmの写真が必要です。

※顔写真付きの官公庁発行の身分証明書が無い場合は、申請日当日には交付できませんのでご留意下さい。

また、官公庁発行の身分証明書が無い場合は、本人を確認するための文書をご自宅へ郵送します。その文書と併せて、健康保険証等を再度、窓口にご持参下さい。